

議員提出議案第36号

北朝鮮のミサイル発射に強く抗議する決議

上記の議案を提出する。

平成24年12月17日

提出者

6 番 筒 井 孝 尚	7 番 秋 家 聡 明
1 6 番 安 西 俊 一	2 1 番 清 水 忠
2 3 番 佐 藤 ゆうだい	2 4 番 米 山 真 吾
2 9 番 上 村 やす子	3 0 番 向 江 すみえ
3 1 番 三小田 准 一	3 2 番 中 村 しんご
3 4 番 牛 山 正	3 5 番 荒 井 彰 一
3 7 番 倉 沢 よう次	

葛飾区議会議長 梅 沢 五十六 殿

北朝鮮のミサイル発射に強く抗議する決議

北朝鮮は、国際社会の制止を振り切り、今年4月に続いて、12月12日に「人工衛星」と称するミサイルを発射した。ミサイルは、我が国の領土を越えて飛行し、機体の一部がフィリピンの東方約300キロの太平洋上に落下しており、このことは、我が国のみならず北東アジア地域の平和と安定を脅かすものである。

国際連合安全保障理事会は、北朝鮮が2009年4月に長距離弾道ミサイルの発射実験を行った際、これを非難する議長声明を採択し、北朝鮮に対し、国際連合安全保障理事会決議を完全に順守しなければならないと表明している。

しかし、今回の発射は、「いかなる核実験又はいかなる弾道ミサイル技術を用いた発射もこれ以上実施しないこと、また弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を停止する」とした国際連合安全保障理事会決議や4月のミサイル発射を受けて採択された安保理議長声明に明白に違反するものである。

このことは、非核平和都市である葛飾区45万区民の思いを踏みにじるのみならず、全世界の平和を願う人々に対する重大な挑戦であり、断じて容認することはできない。

よって葛飾区議会は、北朝鮮の一連の行動に抗議し、いかなる弾道ミサイル技術を用い

た発射もこれ以上実施しないよう強く求めるものである。

以上、決議する。